

四日市市告示第158号

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

四日市市長 森 智広

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第551号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、本市の他の補助金を受けていないものに限る。</p> <p>(1) 補助事業者が自ら市内の事業場で行う次のアからウまでのいずれかに該当する事業であること。ただし、<u>自社施工によるもの、自己の居住の用に資するもの、展示又は販売を目的とするもの及び設置前において使用に供されているものは除く。</u> アからウまで (略)</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、<u>補助対象経費の5分の1</u>以内とし、その上限を<u>100万円</u>とする。ただし、当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金又は四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金を受けている場合、<u>100万円</u>からこれまでに受けた補助金の額を減じた額を上限とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国又は県からの補助金の合計が補助</p>	<p>(補助対象)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、本市の他の補助金を受けていないものに限る。</p> <p>(1) 補助事業者が自ら市内の事業場で行う次のアからウまでのいずれかに該当する事業であること。ただし、自己の居住の用に資するもの、展示又は販売を目的とするもの及び設置前において使用に供されているものは除く。 アからウまで (略)</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、<u>補助対象経費の4分の1</u>以内とし、その上限を<u>200万円</u>とする。ただし、当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金又は四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金を受けている場合、<u>200万円</u>からこれまでに受けた補助金の額を減じた額を上限とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国又は県からの補助金の合計が補助</p>

対象経費の5分の3を超える場合、補助金の額は補助対象経費の5分の4から国又は県からの補助金を減じた額を上限とする。

対象経費の2分の1を超える場合、補助金の額は補助対象経費の4分の3から国又は県からの補助金を減じた額を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に対する補助については、なお、従前の例による。

(環境部環境保全課)